

石川町農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要綱

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となるため、次期委員を募集します。農業に精通した方ならどなたでも自薦、他薦により候補者に応募できますので、ご応募ください。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関するその職務を適切に行うことができる者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する地域内において農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者。
定数	9人	12人
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当する方は資格がありません。 ・破産手続き開始決定を受けて復権を得ない者。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 	
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ○自薦、または他薦（団体推薦又は3人以上の連名による推薦）によります。 農業者が組織する団体その他の関係者や農業者個人からの推薦、または自薦により応募を受け付けます。 ○石川町農業委員会委員候補者推薦書・石川町農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書または応募書（石川町農業委員会事務局、またはダウンロード）に必要事項を記入し、募集期間内に下記申込先へ直接または郵送で提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。 	
応募期間	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年2月3日（火）～3月2日（月） ・推薦を受けた者及び応募した者の氏名、年齢、性別、職業等について、募集期間の中間及び終了後に町ホームページに掲載をします。 	
選任の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○提出いただいた推薦書及び応募書の内容について、石川町農業委員会の候補者評価委員会による選考を行います。 ○農地利用最適化推進委員と両方に応募できますが、兼務することは出来ません。 ○町議会の同意が得られた場合、7月に石川町長が委員を任命します。 ○法律の規定により、選考にあたっては次のような条件があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が過半数を占めなければなりません。 ・農業委員会の所掌する事務について利害の無い人を含まなければなりません。 ○法律の規定などにより、選考にあたっては次のような条件に配慮します。 <ul style="list-style-type: none"> ・男性・女性のどちらか少ない性別の委員が1名以上になるように配慮します。 ・青年就農者を含め、世代構成に配慮します。 ・委員の数が、区域別に偏りがないように配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○石川町農業委員会総会において審議して候補者を選考し、7月に石川町農業委員会が委嘱します。 ○農業委員と両方に応募できますが、兼務することは出来ません。

主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の権利移動等の申請許可、決定等の審査のため、月1回平日に開催される定例総会に出席。 ○農地パトロール及び農地利用状況調査の実施。 ○地域計画の実現に向けた活動、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積を推進、新規就農者の支援をするための活動。 ○農地中間管理機構との連携。 ○担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動 ○年数回平日に開催される各種研修会や大会に参加す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会の総会に出席し、自ら担当する区域の農地権利移動の申請地の現場確認や推進委員としての意見提出。 ○農地パトロール及び農地利用状況調査の実施。 ○地域計画の実現に向けた活動、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積を推進、新規就農者の支援をするための活動 ○農地中間管理機構との連携。 ○担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動。 ○年数回平日に開催される各種研修会などに参加。
任期	○3年間 (令和8年7月20日～令和11年7月19日)	令和8年7月に委嘱された日から3年間
問合せ・申込先	石川町農業委員会事務局 〒963-7893 石川町字長久保185-4 電話番号：0247-26-9129	

石川町農地利用最適化推進委員担当区域

農地利用最適化推進委員が担当する区域及び当該行政区域ごとの委員の定数は、次のとおりとする。

区域	行政区	定数
石川地区	北町区、新町区、三芦区、南町区、荒町区、馬場町区、古町区、当町区、松木下区、猫啼区、王子平区、和久区、石川新屋敷区、新田区	2
沢田地区	下沢井区、沢井三里区、古内区、中央区、赤羽区、沢田新屋敷区、鳥内区	2
山橋地区	山形区、板橋区、南山形区、北山形区	2
中谷地区	本宮区、双里区、形見区、谷沢区、坂路区、谷地区、中田区	2
母畑地区	母畑第一区、上母畑区、湯郷渡区、北山区	2
野木沢地区	中野区、曲木区、塩沢区	2